

## 教育委員会 平成21年度7月定例会会議録

平成21年7月22日（水）鎌倉市役所 講堂

9：35開会、10：20閉会

（会議経過）

出席委員 仲村委員長、林委員、藤原委員、山田委員、熊代教育長

### 仲村委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより7月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を藤原委員に願います。

<日程第1 報告事項>

### 仲村委員長

日程第1 報告事項に入る。

#### 1 部長報告

##### 教育総務部長

平成21年市議会6月定例会について報告する。平成21年市議会6月定例会は、6月10日から6月25日まで16日間の会期で行われた。6月10日から13日に一般質問が行われ、教育総務部関連としては4会派7名の議員から質問があった。主な質問の内容は次の通りである。

まず鎌倉同志会の渡邊昌一郎議員から、学習指導要領の改訂に関連して、新教育基本法の改正に至る経緯はどうであったか。教育基本法の改正に伴い「かまくら教育プラン」の見直しの考えはあるか。新学習指導要領の現場への周知はどのように行っているか。また現場の声はどうか。道徳教育を更に重要視するようになったのはなぜか。今後どういった題材で道徳教育の推進を行うのかというものであった。続いて同じく鎌倉同志会の前川綾子議員から、公教育の視点から塾に通っている児童生徒数。私立中学校・高校に進学する児童生徒数はどうなっているか。鎌倉市の奨学金制度で今年度の応募などの状況はどうか。また緊急経済対策として追加募集を行うことができるか。公教育で学力の向上が図れば保護者の教育費負担が軽減できると思うがどうか。また小中連携教育の取組の進捗状況はどうか。小中連携の目的の一つとして体力の向上を掲げたらどうか。小中連携は教育委員会指導で行う必要があると思うがどうか。教育の機会均等、公教育の自立についてどう考えるかというものであった。また民主党鎌倉市議会議員団の岡田和則議員から、新型インフルエンザ対策として市内小中学校の手洗い場の蛇口の整備状況など今後の対策はどうか。学校での新型インフルエンザに対する予防など、必要な知識は共有することが必要と考えるがどうかというものであった。同じく民主党鎌倉市議会議員団の早稲田夕季議

員から、学童保育について空き教室など、教育委員会がより積極的に協力体制をとるべきではないかというものであった。また民主党鎌倉市議会議員団の飯野眞毅議員から、空き教室を活用した学童保育の充実として、学校に余裕教室はないのか。特別教室を設置する場合の基準はあるか。特別教室はどのようなものがあるかという質問があった。神奈川ネットワーク運動・鎌倉の石川敦子議員から、学校教育における支援体制作りの観点から、発達支援の理解を広げるための機会拡大として支援の必要な児童生徒の把握を広く先生に知ってもらうことはできないか。アレルギーなど健康に対する不安を記入する項目はあるが、発達に関連する項目を含めたらどうか。養護教諭や保護者が情報交換する機会を増やす工夫や取組を考えられないか。特別支援教育の学校における支援体制はどうか。学校における人的支援の内容はどうか。それらは学校のニーズに十分対応できているか。支援の人材の確保はどのように行っているか。支援員の不安に対して教育委員会はどのように対応しているか。学校現場での支援として、学校現場への発達支援にかかわる調整役は誰か。教育相談コーディネーターの仕事の内容は何か。教育相談コーディネーターの負担は大きすぎないか。特別支援教育巡回相談員の増員は教職員の負担軽減につながっているか。特別支援教育巡回相談員とスクールカウンセラーの役割をどう考えるか。発達支援の実践は学校現場における教育と福祉の連携であると考えが見解はどうかというものである。最後にかまくら民主の会、久坂くにえ議員から、開かれた学校づくりの観点から学校への外部指導員、ボランティアの登録状況、活動内容はどのようなものか。ボランティア等の需要と供給を調整するため、学校からも積極的にニーズの発信をしたらどうか。調整役として人材バンク型の取組は考えられないか。学校評価はどのように行われているか。評価結果をホームページで公表できないか。学校からの情報発信の状況から開かれた学校づくりについてどう考えるか。幼・保・小の連携の視点から幼・保・小の連携の取組状況。また幼・保・小の教職員間の連携はどうか。幼・保・小の連携の取組を保護者にどのようにフィードバックしていくのかというものであった。

次に6月15日に開かれた文教常任委員会では「鎌倉市立第二中学校改築実施設計」の報告を行った。鎌倉無所属の会の高橋浩司委員から、現在生徒数が少ない中で1クラス30人、3クラス1学年90人ぐらいいたらいいと考えるがどうか。また神奈川ネットワーク運動・鎌倉の石川敦子委員から雨水の利用状況、利用はどのように考えているか。公明党鎌倉市議会議員団の納所輝次委員から太陽光発電の発電量はどれくらいか。その発電量は学校の電気量のどれくらいを賄えるか。ほかの学校で太陽光発電を設置する計画はあるか。太陽光発電は環境教育につながるので実施して欲しい。また、日本共産党鎌倉市議会議員団の小田嶋敏浩委員から、トップライトが設計されているが東京の小学校で事故があったが、その安全性はどうなっているか。また民主党鎌倉市議会議員団の飯野眞毅委員から、開放エリアを作っているが多目的教室なども夜間であれば生徒への影響も少ないので開放すべきと思うがどう考えるか、というものであった。

## 生涯学習部長

生涯学習部に関して、6月定例会では一般質問はなかった。6月15日の文教常任委員会では6点の報告をさせていただいた。その概要をかいつまんで報告すると、まず1点目は市内スポーツ施設の指定管理者を平成20年4月から導入しており、1年を経過してそ

の指定管理者による施設の運用状況について報告をした。その報告に対して指定管理者制度を導入してどのくらいの経費の節減になったのか、などの質問があった。また2点目は同じくスポーツ施設の駐車場を昨年の7月から有料化して9ヶ月間の実績について報告をした。9ヶ月間で約380万円の実質収入があり、それに関連してこの鎌倉体育館の駐車場を利用して、第一小学校のこどもの家を建設する計画があるが、それに関連しての質問があった。3点目は大町六丁目の釈迦堂口遺跡の発掘調査の調査結果報告書について報告し、やぐらの保全等について、また公有地化に向けての質問があった。4点目は（仮称）鎌倉美術館諸室配置等整備計画、5点目は（仮称）鎌倉博物館展示等整備計画について、6点目は野村総合研究所跡地における整備に係るその後の状況についての報告をした。鎌倉美術館博物館の整備計画については、これまで報告しているが、報告した段階で、委員会では再生活用をして美術館・博物館を整備していくので、その再生活用についての建築的な視点からの質問がいくつかあった。また、特に民間活力を導入して美術館・博物館を整備していくにおいて、民間活力導入についての質問や、民間事業者の参加の状況等、そういった状況についての質問があった。また、博物館・美術館については、研究機能についてどう考えているかという質問と、美術館・博物館についても、収蔵機能についての質問があった。また、美術館と博物館の機能をサポートするための市民が活動していくスペースを計画しているが、それについての質問もあった。

（報告事項はそれぞれ了承された）

## 2 行事予定

行事予定（平成21年7月10日～平成21年8月9日）

（議案集記載のとおり報告）

行事予定報告に対する質問・意見 な し

（行事予定報告はそれぞれ了承された）

### <日程第2 議案第15号>

鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市情報公開条例施行規定の一部改正について

#### 仲村委員長

日程第2 議案第15号「鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市情報公開条例施行規定の一部改正について」を上程する。議案の説明について願います。

#### 教育総務部次長兼教育総務課長

財団法人鎌倉市学校建設公社は、平成21年3月31日をもって解散して、清算法人と

なった。その後、民法の規定に基づき、2ヶ月間の公告期間を経て清算手続が終了し、法人格が消滅したことから、財団法人鎌倉市学校建設公社が関連する条文等を削除するものである。なお、主務官庁である神奈川県教育委員会には、清算結了届を6月30日に提出済みである。「鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市情報公開条例施行規則新旧対照表」を参照ください。改正点を説明する。鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市情報公開条例施行規則の第1条の条名を削るとともに、第2条を削除するものである。なお、この規則の一部改正は公布の日から施行する。

質問・意見 なし

(議案第15号は、原案のとおり可決された)

#### <日程第3 議案第16号>

鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則の一部改正について

#### 仲村委員長

日程第3 議案第16号「鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則の一部改正について」を上程する。議案の説明について願います。

#### 教育総務部次長兼教育総務課長

改正の理由については、議案第15号と同様に、財団法人鎌倉市学校建設公社の解散及びこれに伴う法人格の消滅によるものである。「鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則新旧対照表」をご参照ください。改正点を説明する。鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則の第3条を削除するとともに、第1条中の「及び第3条」の語句を削るものである。なお、この規則の一部改正は公布の日から施行する。

質問・意見 なし

(議案第16号は、原案のとおり可決された)

#### <日程第4 議案第17号>

教育財産の一部移管について

#### 仲村委員長

日程第4 議案第17号「教育財産の一部移管について」を上程する。議案の説明について願います。

### 学校施設課長

本件は鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第3号により、予定価格が1,200万円を超える教育財産の処分の申し出について諮るものである。処分を予定している部分は、現在七里ガ浜小学校用地の一部として教育委員会が所管している。この土地は平成19年度にこどもみらい課が、放課後児童健全育成事業として子どもの家・子ども会館を建設したもので、教育委員会としては学校教育活動に支障のない用地であるとして、その使用を認めたものである。その後、平成19年8月に子どもの家・子ども会館が建設され、以来教育委員会はこどもみらい課に行政財産の目的外使用許可をもって当該土地の使用を認めてきた。今般、こどもみらい課において土地測量を実施し、子どもの家・子ども会館用地の面積が確定したため、教育財産から普通財産への移管手続を行おうとするものである。今回処分を申し出る部分の面積は、788.86㎡である。なお資産税課による平成21年度の近傍隣地の土地に対する地方税法第411条の固定資産課税台帳登録価格から算出される価格は1億807万3,820円となっている。以上で説明を終わる。

(質問・意見)

### 仲村委員長

普通財産に移すというのは、測量し直すと前の測量と面積が違うからということなのか。

### 学校施設課長

測量し直すということではない。教育財産から普通財産に移管するとなると、実施測量をして、面積を確定しないと移せないのだが、その測量を今までやってなかったのが、今回新たにこどもみらい課がしたということである。なので、移管ができるようになったという状況である。

### 仲村委員長

普通財産へ移すということは今までどこの財産になっていたのか。

### 学校施設課長

教育委員会の教育財産である。

### 仲村委員長

教育財産になっていたのを普通財産に移すと。それはどういう意味があるのか。

### 学校施設課長

今まで学校の用地として教育委員会が所管していたものを、今回、市長部局であるこどもみらい部が所管をすることになったので、教育財産から市長部局が管理する普通財産へと土地を移管したということである。

(議案第17号は、原案のとおり可決された)

#### <日程第5 議案第18号>

第二中学校改築に伴う校舎の解体について

#### 仲村委員長

日程第5 議案第18号「第二中学校改築に伴う校舎の解体について」を上程する。議案の説明について願います。

#### 学校施設課長

本件は鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第3号により、予定価格が1,200万円を超える教育財産の処分について諮るものである。処分する建物は、校舎棟、便所棟、陶芸庫、倉庫などである。今回の建物の解体については、9月の初旬より解体工事に着手し、11月中旬まで行うもので、建物の解体が完了後、本年12月から校舎・体育館改築工事に着手する予定である。今回解体処分を行う建物面積は、2,889.45㎡で資産税課による建物評価額は、43,686,572円となっている。以上で説明を終わる。

(意見・質問)

#### 藤原委員

体育館の部分だと思うが、これは平成22年7月以降に解体予定か。撤去予定とあるが。

#### 学校施設課長

そのとおりである。校舎と同時期に壊してしまうと、学校行事や部活動に対応できなくなる。学校からの要望もあり、奥の方から建てていくので、現在の体育館の位置に新体育館を作らずに校舎を解体した後、まず体育館を奥から建てていく計画なので、現体育館は解体の1番最後である。そのため少しでも長く今の体育館を使えるように体育館だけは来年に解体する予定である。

#### 藤原委員

そうした場合に、解体して新しいのが建つ間は、仮校舎に何か体育館を建てる予定はあるか。

#### 学校施設課長

解体中、今の質問のように当然空白の期間が空くが、新しい体育館が先に建つので、そこを使えるかどうかという点であるが、安全面も考慮しながら、それができるかどうか今検討中である。もし使えなければいろいろ工夫をしながら、ほかのところを借りたりしながらやっていきたいと思う。

### 藤原委員

この校舎の周りの網掛けの部分はどういう意味か。

### 学校施設課長

これは新グリーンコースといい、尾根伝いに歩けるグリーンコースというのがある。今度は平地部分でジョギングコースのような散策できる道路を作るようになっている。その部分である。

### 仲村委員長

9月初旬から解体が始まるということだが、仮設校舎というのはもうできているのか。

### 学校施設課長

6月から仮設校舎を建設しており、まだ完成には至っていない。8月の中旬までには完成して、8月の末には引っ越し、その引っ越しが終わってからの解体となる。

### 仲村委員長

仮設校舎はグラウンドに建てているのか。

### 学校施設課長

グラウンドだといろいろ安全面で問題があるので、土地所有者である横浜国大に交渉していたところ了承され、今、横浜国大が所有するテニスコート、グラウンドとは別の学校のふもとなるが、そこに建てている。

(議案第18号は、原案のとおり可決された)

## <日程第6 議案第19号>

平成22年度使用小学校教科用図書の採択について

### 仲村委員長

日程第6 議案第19号「平成22年度使用小学校教科用図書の採択について」を上程する。議案の説明について願います。

### 教育指導課長

4月の教育委員会で平成22年度使用教科用図書の採択方針を議決いただいた。小学校教科用図書については「平成20年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する」としているので、平成22年度に使用する小学校使用教科用図書として「鎌倉市立小学校平成22年度使用教科用図書一覧表(案)」9教科11種目の教科用図書を継続して採択するものとして提案するものである。

質問・意見

#### 仲村委員長

4年ごとに新しい教科書を採択するという、今回継続して使うという理由を簡単に説明していただけるか。

#### 教育指導課長

小学校については学校教育法第34条において規定されている。教科書採択の期間については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条において、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き4年となっている。4年間継続採択するというのが原則だが、承知のように小学校においては、平成23年度学習指導要領が大幅に変わり、その時点で教科書の内容が変わることが通知されているので、今年度、来年度の採択というかたちになる。昨年度採択をしていただいたので、今年度は継続採択ということでお願いする。

#### 仲村委員長

要するに、本来なら4年ごとに採択をし直すが、新しい指導要領が間もなく出るので、新しい教科書はどここの会社も出していない。従来の教科書を2年間延長して、継続使用するということか。

#### 教育指導課長

昨年度についてはそのような考えで、今まで使っていたものを再度採択するということでもお願いした。今年度については、昨年度本採択だったので、今年度は特に支障がない場合は、継続採択ということで、法律で規定されているので確認をお願いする。

(議案第19号は、原案のとおり可決された)

#### <日程第7 議案第20号>

平成22年度使用中学校教科用図書の採択について

#### 仲村委員長

日程第7 議案第20号「平成22年度使用中学校教科用図書の採択について」を上程する。議案の説明についてお願いする。

#### 教育指導課長

別添資料として、鎌倉市立中学校平成22年度使用教科用図書調査研究報告書は、採択検討委員会により、各種目の教科書について総合評価及び総合評価の内容を記したものとなっており、鎌倉市立中学校平成22年度使用教科用図書採択検討委員会調査資料は、検



討委員会の命により検討委員会の審議に資するため、各教科の調査員が作成した資料となっている。

4月の教育委員会で議決いただいた「平成22年度使用教科用図書の採択方針」により、鎌倉市立小中学校使用教科用図書採択検討委員会に調査研究を依頼し報告を受けた。報告の内容としては、今回採択する教科用図書は、新学習指導要領が始まる平成24年度までの2年間だけ使用することになる。現在使用している教科用図書は、この2年間の使用に対して特に不都合はなく、学習及び指導の継続性ということを考えると、同じ教科用図書を使った方が良いとの理由から、前回採択された教科用図書を再度採択することが望ましいとするものである。なお、この報告を作成するに当たり、社会科歴史分野で新たに自由社から出版されたものが検定を合格したことから、自由社から出版されたものについて調査・検討・協議し、総合評価を行っている。この報告に基づき、「鎌倉市立中学校平成22年度使用教科用図書一覧（案）」にある教科用図書を採択するものとして提案するものである。

#### 仲村委員長

今の説明で、要するに小学校と同じように中学校も、本来今年は4年目で採択年度なのだが、文科省は指導要領を2年後に改訂して出すということで、それを見越して出版社から新しい教科書が出ていないのだが、社会科に関しては自由社から一冊出ている。それが今回の新たなことなので、今報告にあったように採択検討委員会から報告が出ているということである。それでは質問あるいは意見があったらお願いしたいと思う。前回の採択の時に参加された藤原委員、何か意見はあるか。

#### 藤原委員

今回の件でさまざまに検討した結果、現行の教科書を採択したいと思う。主な理由として、この2年間で教科書を使用することで学習指導の技術の向上、内容の向上、創意工夫して練磨できると考えたからである。一つ付け加えたいのは、現行の教科書を従来通りにだけ使用するのではなく、現状の課題を踏まえて、新指導要領にのっとった指導を是非お願いしたいと思う。

#### 仲村委員長

山田委員、何か意見はあるか。

#### 山田委員

私も結論としては、現行の教科書の継続がよろしいと思う。両方の教科書をしっかり読ませていただいて、内容を確認した。自由社の方は、分量が現行の教科書よりも多く、本来なら歴史の学習としてはこれぐらいの内容は含めて欲しいという希望もあったが、現在の教科書で十分に学習が進んでいるということと、この新しいものだと、これだけの容量が学習の中で消化できないという検討事項もあったので、このまま継続でお願いしたいと思う。

## 仲村委員長

林委員、いかがか。

## 林委員

採択検討委員会についての選定方法、どういった方になっているのかだけ報告していただけないか。

## 教育指導課長

採択検討委員会は鎌倉市小中学校使用教科用図書採択検討委員会要項第3条に規定があり、本年度は一部採択手順を簡略しても構わないという文科省からの通知もあったので、最大14名としているが、9名の委員を委嘱した。内訳は小中学校長会を代表する者、小学校1名・中学校1名、学校教育研究会を代表する者、小学校1名・中学校2名、市立中学校の教員、中学校2名、中学校生徒の保護者2名、合計9名となっている。学校関係者の推薦については、小学校長会・中学校長会に依頼をした。保護者の推薦については、市P連協議会会長に依頼して推薦をいただいて委嘱した。

## 林委員

検討委員会の方で報告書等出している内容についても読ませていただいた。細かな調査もしていただいているので、その内容も見ましたし、教科書も拝見させていただいた。私も検討委員会から出ている、採択することが望ましいという意見に対して賛成である。このままの教科書を使っていたらいいと思う。

## 仲村委員長

2年後に新しい指導要領が出て、それにのっとった教科書が出てくるということなので、それを待つということ。自由社からのみ新しいのが出ているが、これは、前回の扶桑社とほとんど内容が同じだということ、自由社の教科書は特別、従来の使っていた社会科の教科書を変えなければいけないというほどの理由はないと思うので、2年間は従来の教科書を継続して使用するというようにした方がいいと思う。教育長はいかがか。

## 教育長

私も何回かにわたって読ませていただいた。前回出た扶桑社の教科書とも比べながら読んだ訳だが、歴史上の出来事に対しては、それを読み解く人によっていろいろな見方、考え方が当然出てくるだろうと思っている。その事実・内容を中学生という年齢層の子供たちにいかに正確に教え、伝え、考えさせていくか、私としては現状における鎌倉の中学生にとっては、総合的に見て現在使用している教科書がベストであるというように考えている。皆さんと同じ考えである。

## 仲村委員長

今、審議していただいたのは、社会科の教科書についてだが、教科書全般について審議を行いたいと思う。採択検討委員会からの報告の全般部分、現在使用している教科書全般についての報告について、質問・意見はないか。

質問・意見 なし

(議案第20号は、原案のとおり可決された)

<日程第8 議案第21号>

平成22年度特別支援学級使用教科用図書の採択について

**仲村委員長**

日程第8 議案第21号「平成22年度特別支援学級使用教科用図書の採択について」を上程する。議案の説明についてお願いします。

**教育指導課長**

「平成22年度使用教科用図書の採択方針」により、平成22年度に使用する特別支援学級使用教科用図書は、特別支援学級設置校長会に調査研究を依頼し、「平成22年度特別支援学級使用教科用図書一覧(案)」の通り報告を受けた。採択していただく教科用図書は、児童生徒の状況及びこれまでの学校教育法附則第9条図書使用の実績を踏まえて調査研究し、提出された「平成22年度特別支援学級使用教科用図書一覧(案)」にある教科用図書となる。なお「平成22年度特別支援学級使用教科用図書一覧(案)」にある教科用図書については、特別支援学級で使用希望の出されている図書となっている。平成22年度特別支援学級使用教科用図書は、先ほど採択いただいた「鎌倉市立小学校平成22年度使用教科用図書一覧」にある教科用図書、「鎌倉市立中学校平成22年度使用教科用図書一覧」にある教科用図書のほかに、児童生徒一人ひとりに応じてこの一覧にある教科用図書より選択し、使用できるよう提案するものである。

質問・意見

**仲村委員長**

要するに一学期これを使うというのではなくて、個人個人の障害の程度やいろいろな能力に合わせてオーダーメイドというのは非常に大変だという気がする。

(議案第21号は、原案のとおり可決された)

**仲村委員長**

以上で本日の日程は全て終了した。7月定例会を閉会する。